2019年4月8日現在

1. 商品名	長崎銀行 定期預金特別金利キャンペーン
2. ご利用いただける方	■個人のお客さま
3. 対象商品	■スーパー定期またはスーパー定期300
4. 期間	■1年(自動継続)
5. お預け入れ方法	
(1) お預入方法	■一括してお預け入れいただきます。
(2) お預入金額	■10 万円以上(1 口:1,000 万円未満)
(3) お預入単位	■10 万円以上 1 円単位
6. 払い戻し方法	■満期日以降に一括して払い戻しいたします。
7. 利息	
(1) 適用利率	■年 0.05%を約定利率として満期日まで適用し、自動継続以降は、継続日における店頭表
	示金利を適用します。
(2) 利払い頻度	■満期日以後に一括してお支払します。
(3) 計算方法	■付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。
8. 税金	■2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までにお受け取りになる利息については、復興
	特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)と
	なります。
	■マル優ご利用の場合は非課税
9. 手数料	_
10. 付加できる特約	■総合口座の担保とすることができます。
事項	貸越限度額 総合口座にお預けの定期預金を担保にその90%以内または300万円
	までのいずれか少ない額
	※ご返済は普通預金へのご入金により自動的に行われます。
	貸越利率 担保定期預金の約定利率+0.5%
11. 期日前解約時の	■スーパー定期/スーパー定期 300(6ヶ月未満での解約の場合)
お取扱い	解約日における普通預金利率を適用します。
	■スーパー定期/スーパー定期300(6ヶ月以上1年未満での解約の場合)
	約定利率×50%の利率を適用します。
12. 金利情報の入手	■店頭備え付けの金利表示ボードおよびインターネット上のホームページをご覧いただく
方法	か、店頭にお問い合わせください。
13. その他参考となる	■期日後利息
事項	 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
	■この預金は預金保険の対象商品になっています。同制度により保護される他の預金等と
	合算して、1 預金者あたり元本 1,000 万円とその利息が保護されます。
14. 当行が契約している	• 全国銀行協会
指定紛争解決機関	連絡先 全国銀行協会相談室
	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772